

令和5年7月13日言渡 同日交付 裁判所書記官

令和5年(ネ)第82号 国家賠償請求控訴事件

(原審・徳島地方裁判所令和3年(ワ)第31号)

口頭弁論終結日 令和5年5月18日

5

## 判 決

徳島市 [REDACTED]

控 訴 人	株 式 会 社 王 王 軒
同代表者代表取締役	近 藤 純
同訴訟代理人弁護士	辰 巳 裕 規
	富 本 和 路
	森 本 健 夫

10

徳島市万代町1丁目1番地

被 控 訴 人	徳 島 県
同代表者知事	後 藤 田 正 純
同訴訟代理人弁護士	岩 本 安 昭
	森 晋 介

15

## 主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

20

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、550万円及びこれに対する令和2年7月31日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

25

3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

4 仮執行宣言

## 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人知事が控訴人の同意なく、新型コロナウイルス感染症の感染者の立ち寄り先として、控訴人が経営する飲食店の店名を公表（以下「本件店名公表」という。）したことは違法であり、これにより、控訴人の名誉・信用・営業の自由・財産権が侵害されたと主張し、  
5 国家賠償法1条1項に基づき、550万円及びこれに対する不法行為の日である令和2年7月31日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

10 原審が控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した（なお、原審では、株式会社三五八から被控訴人に対する同内容の請求が併合審理されて請求棄却の判決がされたが、同部分については、控訴はなく確定した。）。

2 前提事実、関係法令等、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり  
15 原判決を訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2から5までに記載のとおりであるから、これを引用する（特に断りのない限り、原判決中、「原告三五八」とあるのを「三五八」と、「原告ら」とあるのを「控訴人及び三五八」と読み替える。以下同じ。）。

20 (1) 原判決2頁15行目の「藍住町において」を「板野郡藍住町において『徳島ラーメン』を提供する」と、18行目の「石井町」を「名西郡石井町」とそれぞれ改め、3頁19行目の「新型コロナウイルス」の次に「感染症」を加え、21行目の「藍住町」を「板野郡藍住町」と改める。

(2) 同4頁3行目、6行目の各「原告ら」をいずれも「控訴人」と改める。

(3) 同4頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

25 「被控訴人知事は、令和2年7月30日に行われた記者会見において、公表の基準について『ただ相手方がなかなか同意してくれない、という場合に公表できない。』と回答していた。この基準に照らすと、近藤は

同意していなかったから、本件店名公表は違法である。」

(4) 同4頁24行目の「原告ら」を「控訴人」と、5頁14行目の「相当性」を「正当性」とそれぞれ改め、17行目の「及び本件感染者と同行していた友人ら」を削り、22行目の「相当な」を「正当な」と改める。

(5) 同5頁8行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「そもそも、本件記者会見において公表された内容は、本件感染者が立ち寄ったのが本件飲食店であるとの事実のみであったところ、この事実を公表しただけでは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることも、本件感染者と接触した可能性のある者を把握し、この者に適切な行動をとってもらうこともできないというべきである。上記事実の公表後に行われた記者等との質疑応答において更に明らかにされた本件感染者の滞在日時、滞在時間等の事実は、当初公表予定の事実ではなく、記者からの質問がなければ公表されないものであったから、被控訴人知事により公表された事実とみるべきではない。」

(6) 同5頁21行目の「本件店名公表は」を「前記のとおり、本件記者会見における公表内容は本件店名公表のみであって、滞在日時及び滞在時間が公表されたとはいえないところ、本件店名公表のみでは」と改め、24行目の「また、」の次に「前記のとおり、本件記者会見において滞在日時及び滞在時間が公表されたとはいえない以上、」を加える。

(7) 同6頁3行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「また、本件店名公表は、本件感染者の友人らのPCR検査結果の判明を待たずに行った点で、公表時期についての裁量を逸脱している。」

(8) 同6頁21行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「行政における情報の公表は、単に正確かつ客観的中立的であるだけでは足りないから、被控訴人としては、公表時において判明していたすべての客観的事実を前提に、公表された内容によって関係者に対して不利

益が生じないよう、過不足のない正確な情報を公表するべきである。具体的には、令和2年7月26日午後5時30分から約20分間にわたり本件飲食店に来店していた客というごく限定された対象者に向けて必要な情報が提供されるべきであるし、それ以外の多数の住民の不安又は興味をあおり、風評被害を招くだけの結果となるような情報提供であってはならない。それにもかかわらず、本件では、本件記者会見における公表内容は本件店名公表のみであり、行動指針に関する有用な情報は何ら提供されず、また被控訴人知事の会見内容も、誰に何をすることを求めているのかさえ分からないもので、この情報に触れた者がいかなる行動を選択するかについてはその者に丸投げされている結果、その者は本件飲食店には近寄らないようにしようなどと考えることとなっていたずらに風評被害をあおることとなり、本件店名公表の趣旨を誤認させているから、公表の方法の相当性があつたとはいえない。]

(9) 同6頁24行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、上記違法性の判断は、公表することによる利益と公表することによる不利益を比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうかという基準によるべきである。」

(10) 同7頁6行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、本件記者会見において公表された内容は、本件感染者が立ち寄った飲食店が本件飲食店であるという事実のみであるなどと主張する。しかし、本件店名公表は、本件感染者の滞在日時、その際の店舗の状況等について、被控訴人知事による記者会見での通例どおり、記者との質疑応答において説明することを始めから予定していたから、本件記者会見における公表内容が、本件感染者が立ち寄った飲食店が控訴人の店舗であったとの事実のみであったなどとはいえない。」

(11) 同7頁20行目、21行目の各「原告ら」をいずれも「控訴人」と改め、

2 2行目の「ア」を削る。

(12) 同8頁4行目の「原告ら」を「控訴人」と、6行目の「原告らそれぞれに  
対し」を「控訴人に対し」とそれぞれ改め、8行目冒頭から11行目末尾ま  
でを削る。

(13) 同8頁13行目、16行目、21行目の各「原告ら」をいずれも「控訴人」  
と改め、22行目冒頭から9頁1行目末尾までを削る。

(14) 同22頁4行目から5行目にかけての「以下『感染症法』という。令和3  
年法律第5号による改正前のもの」を「令和3年法律第5号による改正前の  
もの。以下『感染症法』という。」と改める。

(15) 同22頁19行目末尾に改行の上、「(2項、3項は省略)」を加える。

(16) 同23頁15行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「感染症法に基づく一類感染症が国内で発生した場合には、当該感染症  
の発生状況等に関する情報を公表することとなるところ、当該情報を公  
表する際の基本的な考え方(以下「基本方針」という。)を取りまとめ  
ましたので、お知らせします。(中略)

なお、新型コロナウイルス感染症を含め感染症法上の一類感染症以外  
の感染症(二類感染症等)に関わる情報公表についても、厚生労働省で  
は、基本方針を踏まえ、疾患の特徴や重篤性等を鑑みてプレスリリース  
を発出しているところですが、貴職におかれましても、基本方針を参考  
にしつつ、引き続き適切な情報公表に努めるようお願いいたします。

趣旨 (省略)

基本方針」

(17) 同24頁7行目の「当該感染者」を「当該感染症」と改める。

(18) 同24頁25行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表については、感染症法  
第16条を踏まえ、本件基本方針をとりまとめるとともに、本件基本方

針を参考にしつつ適切な情報の公表に努めていただくよう依頼している  
ところでは、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、保健所が、  
積極的疫学調査等において収集した情報に基づいて感染した要因につい  
て分析し、その内容を公表することにより必要な感染防止策がとられる  
ようにしていくことは重要であり、今般、改めて次の内容について補足  
し、周知することといたします。

記」

(19) 同 2 5 頁 9 行目末尾に改行の上、「(以下略)」を加える。

10 第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。そ  
の理由は、次のとおり原判決を訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄  
の「第 3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 9 頁 4 行目の「及び」の次に「公知の事実並びに」を加える。

15 (2) 同 9 頁 7 行目冒頭から 1 0 頁 1 行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 日本国内においては、令和 2 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染  
症が拡大し、安倍晋三内閣総理大臣は、同年 4 月 7 日、同感染症につ  
いて、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比  
して相当程度高いと認められること、及び感染経路が特定できない症  
例が多数に上り、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ  
迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害  
を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生  
活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと  
認められるとして、令和 3 年法律第 5 号による改正前の新型インフル  
エンザ等対策特別措置法 3 2 条 1 項の規定に基づき、同年 5 月 6 日ま  
での 1 か月間、大阪府を含む 7 都府県を緊急事態措置を実施すべき区

25

域と定め、同月16日には、その区域を全都道府県に拡大した。

前記緊急事態宣言は、令和2年5月4日に、その実施期間について同月31日まで延長された後、同月14日に、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の区域を除く39県について解除され、同月21日に大阪府、京都府及び兵庫県について解除された後、同月25日に、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が解除された（新型インフルエンザ等対策特別措置法32条5項）。

イ 令和2年6月19日からは、緊急事態宣言解除後の新規陽性者数の推移等を踏まえて、都道府県をまたぐ移動の自粛要請が解除され、一定の人数や収容率の下でコンサート等のイベントを開催することができるようになるとともに（同日からは人数上限1000人と、同年7月10日からは人数上限5000人とされた。）、これまで休業要請をしていた接待を伴う飲食業等の一定の業種についても、ガイドラインの遵守を前提に休業要請が撤廃されることとなった。

ウ 前記イの一連の措置に伴い、令和2年7月以降、主に若い世代において、東京、大阪等の都市部を中心に、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加するようになった。なお、同月22日より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光業界を支援する目的で、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金を割引する「Go Toトラベル事業」が開始された。

これに対し、徳島県のような地方についてみると、令和2年7月当時は、新型コロナウイルスの流行の主流は従来株であり、この従来株は上気道の炎症よりも肺炎の発生頻度が高かったところ、地方では、都市部と比べて、肺炎等による重症化リスクが高いとされる高齢者住民の割合が高い上に、医療提供体制も充実していないところも多かつ

たこと、ワクチン接種が開始されていない時期であったこと、それゆえ、ひとたび高齢者施設で高齢者に感染者が出るなどした場合には、大規模なクラスターを発生させたり医療崩壊を招いたりする危険性があった。そして、地方では、緊急事態宣言解除後には、東京や大阪等の大都市から地方に観光等に訪れた若者等や、大都市での大規模イベントに参加して帰ってきた地方在住の若者等の新規感染が散見されるようになった。このようなことから、令和2年7月時点では、地方では、都市部のように必ずしも新規感染者数が増加している状況には至っていなかったものの、Go Toトラベル事業の開始やお盆の時期を控え、早晚、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況であり、そのため被控訴人を始めとする地方の公共団体にあつては、感染拡大の抑制が喫緊の課題であり、そのための施策・取組として、濃厚接触者に対して経過観察や積極的疫学調査を丁寧に行ったり、住民に対してマスク着用やいわゆる3密（密閉・密集・密接）の回避などの感染防止対策の徹底、感染拡大地域・施設等への移動・利用の自粛の要請をしたり、事業者に対してはガイドラインに沿った対応をしてもらおうよう要請したりしていた（甲5の1、乙5～7）。

エ このような中、被控訴人においては、令和2年6月26日に、県内3例目の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が約2か月ぶりに確認された後、同年7月9日までの2週間に4人の新規感染者が確認され、同月27日、同月28日にも新規感染者が確認され、同月29日には過去最高の5人の新規感染者が確認された（乙7、14、証人■■■■（以下「■■■■」という。））。

なお、同月29日は、全都道府県で新規感染者が確認され、中でも愛知県、京都府、大阪府、福岡県等で過去最高の新規感染者数となるなど、我が国全体でも1200人を超えて過去最高の新規感染者数



となり、同月30日には東京都でも過去最高の367名の新規感染者が確認されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的に拡大傾向にあった(乙7)。」

5 (3) 同12頁6行目の「その結果、」の次に「本件飲食店の店内は混み合っていて、本件感染者とその友人8名は、2、3人ずつでテーブル席等に別れて座っており、マスクをせずに相互に会話をして食事をしていたことから、本件感染者が座っていたテーブル席で相席となっていた一般客が濃厚接触者となる可能性があったこと、」を、11行目の「甲3、」の次に「乙16、」をそれぞれ加える。

10 (4) 同12頁14行目の「四宮が」から15行目の「ことなどを、」までを「本件飲食店内の混雑状況、本件感染者等の着席位置や会話の状況のほか、本件店名公表につき近藤の同意が得られた旨など四宮が近藤から聴取した内容、及び、この聴取内容によれば本件飲食店に立ち寄った客を特定して追跡することができないため、場合によっては本件飲食店の店名の公表を要する可能性のあるとの自らの意見を」と、16行目の「3、4頁」を「3～5頁」とそれぞれ改める。

15 (5) 同12頁20行目の「食事が終わった後のカウンターやテーブルを」を「ガイドライン(乙12)とは異なり、食事が終わった後のカウンターやテーブルを、アルコール消毒薬等を用いず単に」と、24行目の「乙14」を「乙12、14、16、          」とそれぞれ改める。

20 (6) 同13頁1行目の「藍住町」を「板野郡藍住町」と、6行目の「徳島県保健福祉部において」を「被控訴人の保健福祉部内において、保健福祉部長、同副部長2名、保健福祉政策課長、健康づくり課長及び感染症対策課長である梅田の計6名により協議が行われた。その際には、本件基本方針及び令和  
25 2年7月28日付け事務連絡を参考にした上、」とそれぞれ改める。

(7) 同14頁11行目から12行目にかけての「求めたこと」の次に「、本件

飲食店は感染対策をしていたものの、店内に多数の客がいたことが公表に至った一番の理由であったこと」を、13行目の「甲5の1」の次に「、甲12」を、14行目の「31日」の次に「午前」を、15行目の「新型コロナウイルス」の次に「感染症」を、24行目の「8人のうち」の次に「PCR検査を拒否した1名を除く」をそれぞれ加える。

(8) 同15頁16行目の「などと述べた」から25行目末尾までを「などと述べるなどし、これをもって[REDACTED]が本件店名公表に同意したものと理解した可能性は十分に考えられる。」と改める。

(9) 同16頁13行目冒頭から21頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「(1)ア 感染症法16条1項は、厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表すべきことを定めている。

そして、本件基本方針は、一類感染症患者が発生した場合におけるその発生状況等に関する情報の公表に際して留意すべき基本方針を定めたものであり、新型コロナウイルス感染症を含む感染症法上の一類感染症以外の感染症に関わる情報公表についても、本件基本方針を参考にすよう求めており、さらに、令和2年7月28日付け事務連絡は、本件基本方針が感染症法16条を踏まえてとりまとめられたものであることを確認した上で、上記感染症のうち新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について、同感染症の感染拡大の防止を図るため、保健所が、積極的疫学調査等において収集した情報に基づいて感染した要因について分析し、その内容を公表することにより必要な感染防止策がとられるようにしていくことが重要であるとの観点から、「不特定多数と接する場

所の名称」等を公表する必要があるときには、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないようにするなどの配慮を必要とするものの、当該場所の名称を公表する場合を含めて関係者の同意を必要とするものではないことを、改めて補足し、周知したものである。

したがって、被控訴人は、特定の場所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合において、一定の範囲では、関係者の同意を得ることなく当該場所の名称を公表することができるものというべきである。

控訴人は、近藤が同意していなかった以上、本件店名公表は違法であると主張するが、近藤が同意をしていないとの一事をもって、本件店名公表が直ちに違法となるものということとはできないというべきである。

イ 控訴人は、令和2年7月30日における被控訴人知事の記者会見において、被控訴人知事は、「ただ相手方がなかなか同意してくれない、という場合に公表できない。」と回答しており、これを公表の基準とみるべきであると主張する。

この点について、確かに、被控訴人は、同記者会見において上記回答をしたことが認められる(乙7)。しかし、被控訴人知事は、同記者会見においては、これより先に、令和2年7月28日付け事務連絡に関し、「国の指針によりまして、感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合、『感染拡大防止』の観点から店舗名を公表する扱いとなっていること、当該公表においては、関係者の同意が不要であること、・・・とされております」と述べていたのであり

(乙7)、同記者会見の内容の全体を見れば、被控訴人知事が、公表の基準として、いかなる場合にも当該店舗等が同意しないときは店舗名等を公表できないことを述べたものとは認められない。上記

被控訴人知事の「ただ相手方がなかなか同意してくれない、という場合に公表できない。」との発言部分は、記者会見に出席した記者から、店舗等が自主的にホームページ等において感染者が出たことを発表した場合における被控訴人からの公表の基準について質問を受けたのに対し、「店舗が、被控訴人側から公表されることには同意せず、自主的に店舗側で発表する場合がある」という回答をしていた場面での発言であり（乙7）、必ずしも本件のように令和2年7月28日付け事務連絡に沿った対応が必要となるような場面のものではないことが認められる。

(2)ア 前記(1)のとおり、被控訴人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため必要な情報である限り、関係者が同意をしていない場合でも対象となる場所の名称を含めて公表することができるものの、他方で、感染者等の関係者は、当該公表により差別、偏見、風評被害等の不利益を受ける可能性のあることからすると、被控訴人による公表は、何らの制限を受けないものではなく、公表目的の正当性、公表の必要性及び公表方法の相当性の諸点に照らして相当なものでなければならず、仮に、被控訴人の公表が上記の観点からは是認できず、その公表により関係者に何らかの損害が生じた場合には、被控訴人は、当該関係者に対して、国家賠償法1条1項に基づき、公表により生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

イ そこで、まず、公表目的の正当性についてみるに、前記認定事実によれば、本件店名公表は、本件感染者について、その属性、発症前の行動歴、症状の経過及び現在の症状、濃厚接触者の有無等についての情報を公表するものの一貫としてされたものであり、その公表の目的は、新型コロナウイルス感染症の県民への感染拡大を抑制

することにより県民の生命・身体の安全を図り、併せて県民の有する感染拡大への不安・懸念を解消・緩和することにより、このような目的は、感染症のまん延防止や不安の緩和等の観点からも正当なものであったと認められる。

5 ウ 次に、公表の必要性についてみるに、前記認定事実によれば、本件店名公表がされた当時は、肺炎の発生頻度が高いため重症化に至りやすい従来株が流行の主流であり、ワクチン接種も開始されておらず、徳島県民を含む国民の大半がなお新型コロナウイルスの抗体を保有していない状況であり、しかも、本件店名公表当時、徳島県  
10 内においても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の全国的な傾向と同様に、感染の急拡大が懸念される状況にあったものである。

そして、前記認定事実によれば、被控訴人は、本件基本方針、令和2年7月28日付け事務連絡及び積極的疫学調査実施要項を参考にした上で、本件感染者の属性、発症前の行動歴、症状の経過及び  
15 現在の症状等を調査・確認して総合的に検討した結果、本件感染者が一般客に飛沫感染させる可能性があったため、滞在日時、滞在時間を特定した上で本件店名公表を行う必要性は高いものと判断して、本件店名公表を行うことを決定したものである。そうすると、上記のような被控訴人による調査・判断は、その当時に定められていた  
20 判断基準に基づき、本件感染者の属性、発症前の行動歴、症状の経過、濃厚接触者の有無・発症状況等についての情報を収集・取得し、その分析を行った上でされたものであり、合理的なものであったといえることができる。

以上によれば、徳島県内における感染のまん延を防止し、ひいては  
25 県民の生命・身体を保護するため、店名の公表により控訴人が受ける不利益を併せ考慮しても、被控訴人が本件店名公表をする必要

性は高かったといえることができる。

エ 更に、公表方法の相当性についてみるに、前記認定事実によれば、被控訴人知事は、本件飲食店の店名を公表した上で、本件感染者が、本件飲食店に令和2年7月26日午後5時30分から同日午後5時50分までの20分間滞在していたこと、同行していた友人8名のPCR検査については調整中であることなどを説明しており、これらの情報によれば、上記時期頃に本件飲食店を利用した者は本件感染者と居合わせた可能性があるかどうかを確認し得るから、本件店名公表の目的及び必要性に沿ったものであったといえる。そして、前記認定事実及び証拠（乙7）によれば、被控訴人知事は、本件記者会見当時、記者から本件飲食店での感染対策状況を質問されたのに対して、本件飲食店では、ガイドライン（乙12）と一部異なり、テーブル等をアルコール消毒薬ではなく単に布巾で拭いていた事情は認識していたものの、「本件飲食店は感染対策をしていたものの、店内に多数の客がいたことが公表に至った一番の理由であった」旨を回答したことが認められ、被控訴人知事としては、本件店名公表は、あくまで、徳島県内における感染のまん延を防止し、ひいては県民の生命・身体を保護することが目的であることを前提に、そのために必要な範囲の情報を公表したものであるといえることができる。

したがって、被控訴人知事による本件店名公表は、相当性を有するものであったといえることができる。

オ 以上によれば、本件店名公表は、その公表目的は正当なものであり、その公表の必要性は高く、公表方法についても相当性を有するものであったといえるから、被控訴人が、控訴人に対して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない。

(3)ア 控訴人は、本件店名公表の目的について、本件感染者が本件飲

食店に立ち寄ってから5日も経過した後に行われていること、本件店名公表が行われた際、既に本件飲食店の従業員らの陰性が確認されており、他の不特定の客が感染していた可能性はほとんどなかったこと、本件記者会見においては本件飲食店で飲食した者に対して検査をするよう告知もしておらず、本件店名公表が感染拡大防止につながるものではなかったことからすると、本件店名公表に正当な目的はないと主張する。

しかし、本件店名公表が行われた時期が、本件感染者による本件飲食店への立ち寄りから5日後であったとしても、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間や本件感染者が無症状感染であった可能性を考慮すると、本件店名公表時において、本件感染者から感染可能性がある濃厚接触者を適切に把握し、もって県民への感染拡大を抑制する目的及び必要性は認められる。また、本件感染者と相席していた一般客は、その年齢等の属性や体調等も明らかでなく、積極的疫学調査実施要領によれば、本件感染者との関係で濃厚接触者に該当するものといわざるを得ないから、本件飲食店の従業員らの検査結果が陰性であったからといって、上記客までもが濃厚接触者でないといえるものでもない。そして、被控訴人知事は、同記者会見において、「最近感染が確認された施設などを利用された方で、健康面にご不安をお持ちの皆さん方は、是非、帰国者・接触者相談センターにご相談をいただくようによろしくお願いを申し上げます。」などと説明していた(乙7)のであるから、上記客に対する検査の必要性の告知として不十分であったとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、本件記者会見において、本件感染者の本件飲食店での滞在日時、滞在時間等の事実は、記者からの質問がなければ公表さ

れないものであったから、本件記者会見において公表された内容は、本件感染者が立ち寄った飲食店が本件飲食店であるという事実のみであり、この事実を公表しただけでは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることも、本件感染者と接触した可能性のある者を把握し、この者が適切な行動をとることもできないと主張する。

しかし、証拠（甲5の1、乙3、5～7、14、証人■）及び前記認定事実によれば、徳島県における知事による記者会見では、記者会見に参加する記者に対してあらかじめ概要が記載された資料を提供し、その資料に沿った形で発表内容の概要を説明した上で、記者との質疑応答に応じる時間を長く設定し、幹事社の記者からの質問及びその後の各報道機関の記者からの質問に対する応答の中で詳細を発表していく手法を採っており、本件記者会見においても、被控訴人知事は、発表内容の概要を説明する際に本件飲食店の店名を公表した後、質疑応答の時間を設け、その際に、まず幹事社の記者からの質疑に対し、本件感染者が本件飲食店に立ち寄っていた日時、滞在時間、同行者に対するPCR検査の進捗状況等について、その後別の記者からの質疑に対して、本件飲食店には多数の客がおりこれらの客らに感染に対する注意を促す必要があったという観点から、本件飲食店に対して店名の公表の同意を求めたことについて、それぞれ回答したことが認められ、そのような手法が格別不合理であるということとはできない。そして、本件感染者が立ち寄った飲食店が本件飲食店であるという事実のみを公表しただけでは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることも、本件感染者と接触した可能性のある者を把握し、この者が適切な行動をとることもできないことは控訴人の指摘するとおりであり、本件記者会見においても、質疑応答の際に明らかにされた滞向日時、滞在時間等の事実



も、本件記者会見においては、いずれも公表予定のものとしてあらかじめ準備されていたものとみるのが自然である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

5 ウ 控訴人は、本件飲食店において感染者が発生したものではないから、本件飲食店の店名は、感染症法16条1項にいう「感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報」に当たらないと主張する。

しかし、本件感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期にいかなる行動をしていたかについては、本件感染者を発生  
10 の起点とする、感染症の発生状況に関する情報に当たることは、既に認定説示したとおり、感染症法16条を踏まえて取りまとめられた本件基本方針において、感染者の上記時期の行動歴等が公表の対象とされていることから明らかである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

15 エ 控訴人は、本件感染者は本件飲食店で飲食しただけであり、本件飲食店での感染拡大の可能性が極めて低かったこと、現に本件感染者の友人らの陽性は確認されなかった上、本件飲食店での二次感染が生じていなかったことからすれば、本件店名公表の必要性・緊急性はなかったと主張する。

しかし、本件感染者が相席していた一般客に感染させかねない形で友人らと会話をしていたことは既に認定説示したとおりであり、  
20 本件飲食店での感染拡大の可能性が極めて低かったとみるべき根拠はない。また、結果的に、本件感染者の友人らに陽性の結果となった者がおらず、二次感染が発生しなかったとしても、本件店名公表当時においてその必要性がなかったといえるものではない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

25 オ 控訴人は、本件店名公表は本件感染者の友人らのPCR検査結果

の判明を待たずに行った点で、公表時期についての裁量を逸脱している」と主張する。

しかし、被控訴人としては、本件感染者の近くにマスクをしていない客が現にいたことに加えて、本件感染者が他者に飛沫感染させ得るものであることがその同居家族への感染確認により判明したことを踏まえ、上記客自身の生命・身体の安全に加えて、同人から更に感染可能性がある者への感染拡大を抑制するため、同居家族への感染判明の時点で遅滞なく情報提供することが必要であると判断して、同日のうちに本件店名公表をしたものと認められ、そのような被控訴人の対応が不合理であったということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

カ 控訴人は、本件店名公表は付け足しのように興味本位で情報提供がされたにすぎず極めて雑ぱくであり、感染症法16条2項が規定する個人情報の保護に留意していないと主張する。

確かに、証拠（甲5の1）によれば、本件店名公表は、本件記者会見のうち新型コロナウイルス感染症患者の発生に関する説明の最後の場面で行われたことが認められるが、前日の記者会見では既に本件感染者の発生について説明がされていたことからすれば、最後に補足するような形で公表されたことが不自然であるとはいえず、付け足しのように興味本位でされたものであるなどとはいえない。また、本件店名公表は、本件基本方針、令和2年7月28日付け事務連絡及び積極的疫学調査実施要項を参考にした上で、本件感染者の属性、発症前の行動歴、症状の経過及び現在の症状等を調査確認して総合的に検討した結果、されたものであり、個人情報の保護に対する配慮に欠けるものであったということもできない。

5  
10  
15  
なお、証拠（甲5の1、甲6、12）によれば、本件記者会見は、令和2年7月31日午前10時頃から始まり、会見開始から約5分後頃、新型コロナウイルス感染症患者の発生に関する説明の最後に本件店名公表がされた後、新型コロナウイルス感染症とは別の事項についての説明が約18分間行われた後に、新型コロナウイルス感染症患者の発生についての質疑応答が行われ、その際、本件感染者の本件飲食店における滞在日時等の情報が説明されたこと、徳島新聞は、これに先立つ同日午前10時17分に、ウェブでの記事により、被控訴人知事が、本件感染者が同月26日に食事した藍住町の飲食店が本件飲食店であった旨を明らかにした旨を報道したことが認められる。そのため、上記ウェブ記事のみを閲覧した者が、本件記者会見全体から情報を得た場合とは異なる印象を持った可能性は否定できないものの、そのような結果は被控訴人知事の意図したものであるとはいえないし、本件記者会見で採られた手法が格別不合理であるといえないことは既に説示したとおりであり、上記判断を左右するものではない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。」

2 以上の次第で、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきである。

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は結論において正当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第4部

25  
裁判長裁判官

濱口 浩

濱 口 浩

裁判官

磯尾俊明

磯 尾 俊 明

裁判官

西村甲児

西 村 甲 児

これは正本である。

令和5年7月13日

高松高等裁判所第4部

裁判所書記官 島内雄

